



犬の飼い主は、狂犬病予防法により年1回の狂犬病予防注射を受けさせることが義務付けられています。狂犬病は犬だけではなく、人間にもうつる恐ろしい感染症です。感染を防ぐため、予防注射の接種をお願いします。

本年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため集合注射を中止しています。お手数ですが、下記の動物病院で接種をお願いします。

ただし、下記の動物病院以外で接種した場合は、狂犬病予防注射済票が交付されないため、動物病院（獣医師）の注射済証（証明書）をご持参の上、役場町民課窓口で交付手続きを行ってください。

また、病気などにより予防接種が猶予されている場合や、飼い犬が死亡している場合は下記担当までご連絡ください。

病院名	所在地	電話番号
たなか獣医科病院	別海町別海川上町134番地10	0153-75-0025
青い鳥動物病院	中標津町並美ヶ丘1丁目46-3	0153-73-2029
アルファ犬猫病院	中標津町東26条南1丁目	0153-78-7111
ムラノ動物病院	中標津町東19条南9丁目10-9	0153-74-0990
やまだ動物病院	中標津町緑町北1丁目8-3	0153-77-9933

問合せ／町民生活担当（内線1212）

## 野良猫やキツネにエサを与えないでください



飼い主のいない猫やキツネにエサを与えないでください。

猫は1年間に複数回、多数出産する能力があります。

不必要に繁殖が進むことで排せつ物の放置、他人の住居や庭を荒らすなど、生活環境に影響が出ます。

猫を飼っている方は、屋内で飼養するか、不妊・去勢手術を実施願います。

また、人に食べ物を与えられたキツネは、人の食べ物に依存し、人を恐れなくなり、結果として交通事故に遭い命を落とすこともあります。

エキノコックス症の感染にもつながりますので、野生動物へのエサやりはやめましょう。

問合せ／町民生活担当（内線1212）

## 秋のすずらん 無料法律相談のお知らせ

釧路弁護士会では、弁護士過疎対策として、釧路弁護士会管内で弁護士が定住しておらず、法律事務所が開設されていない町村において、10月に無料法律相談を企画しており、本町についても次のとおり開催します。

弁護士不在地区における無料相談は、住民の生活の安全を図るための有益な方策です。

また、弁護士の存在を身近に感じていただく良い機会です。どうぞ気軽にご相談ください。

なお、来庁時はマスク着用等、新型コロナウイルス感染症対策を行っていただきますようお願いいたします。

■相談日時 10月21日(休)  
午後1時30分から午後5時

■相談場所 別海町役場

■相談料 無料

■予約期間 10月15日(金)まで ※予約制

■予約・問合せ 町民生活担当（内線1213）

## し尿と家庭廃水のくみ取りのお知らせ

10月のくみ取り地区は、中西別、西春別駅前、西春別、泉川、大成、本別、上春別、上風連、奥行です。くみ取りが必要な方は、**くみ取り月の前月20日**までに、お申し込みください。

また、証紙がないと、くみ取りできませんので、事前に必ず別海町収入証紙（し尿処理専用）をご用意ください。

### ■くみ取り申込先

渡邊清掃株式会社 TEL75-2861  
フリーダイヤル 0120-57-9310

※携帯電話からはフリーダイヤルにつながりません。

役場町民課窓口、各支所と各連絡事務所でも受け付けできます。

問合せ／町民生活担当（内線1212・1213）



# 別海町ごみの減量化大作戦! その62



## 「危険ごみ」の出し方チェック

危険ごみに分別するものは「爆発危険物、水銀含有物、火災危険物」です。

「危険ごみ」の中に、包丁などの刃物類や割れた陶器類が混入されていることがありますが、鋭利なものであっても金属や陶器は「もえないごみ」に該当しますので、鋭利な部分を紙に包み、指定ごみ袋に入れて出してください。

また、注射器（注射針）は、ごみステーションやごみ処理場へ出すことができませんので、適正な方法で処理してください。

### 【危険ごみの例】

- 爆発危険物（スプレー缶など）
- 火災危険物（マッチ、ライターなど）
- 水銀含有物（電池、電球、蛍光管、水銀体温計、水銀血圧計、水銀温度計など）



### 【もえないごみの例】

- 金属類、刃物類（包丁、はさみなど）
- 割れた陶器
- 割れたびん など



### 【注射器（注射針）の処理方法】

在宅医療で使用した注射器（注射針）は、支給された医療機関等にご相談ください。

家畜用の注射器は「産業廃棄物」に該当するため、産業廃棄物処理業者に処理を依頼してください。



## ■ 「危険ごみ」の出し方チェック

- ☑ 透明または半透明の袋に入れて、マジックで「きけん」と書いて出してください。
- ☑ カセットボンベやスプレー缶を出すときは、屋外でガスを出し切っていることを確認してから穴を開けてください。
- ☑ 電球、蛍光灯、水銀体温計などを出すときは、買い替え品の紙容器に入れたり、新聞紙で覆って破片が飛ばないように出してください。

## 事業系ごみは、ごみステーションに出すことができません

ごみステーションから回収したごみに、事業系ごみと思われるものが混入している場合があります。

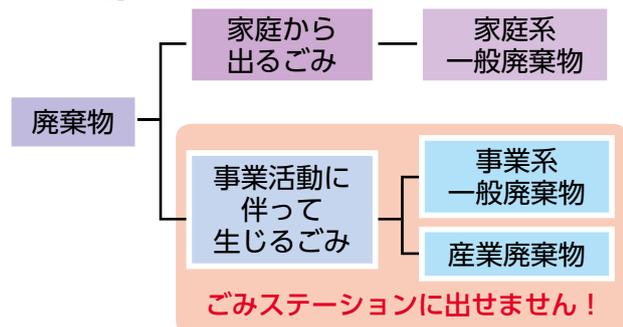
ごみは「家庭から出る家庭系ごみ」と「事業活動に伴って生じる事業系ごみ」に分類され、事業活動には、小売店舗、会社、飲食店、工場などのほか、酪農業や漁業、個人営業も含まれます。

事業系ごみは、法律で「排出者が自らの責任で適正に処理すること」と定められており、町では収集しないことから、ごみステーションに出すことはできません。

収集運搬許可業者に収集を委託するか、自ら各処理施設へ運搬する必要があります。

事業系ごみの分別や出し方について、不明な場合は、下記担当までご相談ください。

## ■ ごみの分類



## ■ 産業廃棄物の例

畜産業 酪農業等	搾乳器具、家畜用の注射器やカテーテル等の医療器具、家畜人工授精用器具、薬品類、薬品類の空き容器、ポリ袋、スコップ、農ラップ、ビニール手袋、ゴム手袋、ゴム長靴、ガラスくず 等
漁業等	漁網、救命胴衣、びん、ポリ袋、ビニール手袋、ゴム手袋、ゴム長靴、浮き玉、プラスチック製コンテナ、ガラスくず 等

問合せ／町民生活担当（内線1212・1213）